

子家発 0525 第 1 号
令和 3 年 5 月 25 日

都道府県
各 市 町 村 民生主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

ひとり親家庭への支援施策の積極的な周知・広報について

平素より、ひとり親家庭支援の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたひとり親家庭等への支援やその周知徹底については、「『ひとり親自立促進パッケージ』の推進について」（令和 3 年 4 月 23 日付け子家発 0423 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知。以下「4 月通知」という。）においてお示ししているところです。

これまでも、例年 8 月の児童扶養手当に関する現況届（以下単に「現況届」という。）の提出時等の機会を積極的に活用し、ひとり親家庭の子育て、生活、就業、養育費等に関する相談に集中的に対応いただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化している今、改めて、生活実態が依然として厳しいひとり親家庭に必要な支援が届くようにするため、ひとり親家庭への支援施策についてこれまで以上に積極的に周知を行い、確実に支援情報を届けることが重要です。

特に、今年度より、高等職業訓練促進給付金の給付対象を拡大するとともに、償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付を創設し、ひとり親の安定的な就労を通じた自立を促進することとしていますが、まずは、ひとり親家庭に新しい支援施策について認知いただく必要があることから、下記の通り、本年 8 月の現況届の提出時期に向けて、関係機関とも連携しながら、あらゆる機会を通じた周知・広報に御尽力いただくようお願いします。

記

1 「ひとり親自立促進パッケージ」を始めとするひとり親支援施策の積極的勧奨

国においても、政府広報等を通じて、高等職業訓練促進給付金の拡充及び住宅支援資金貸付の新設からなる「ひとり親自立促進パッケージ」の周知に努めているところであるが、管内のひとり親が抱える課題や、近隣の支援団体等との協力関係等によって、地域ごとにひとり親が活用可能な支援施策は異なることから、各地域の特色を活かしたプッシュ型の情報発信が必要であり、現況届の提出時期をとらえた積極的な周知・広報を実施すること。

また、母子・父子自立支援員や就業支援専門員等のひとり親家庭支援担当職員は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（うち住宅支援資金）の実施について」（令和 3 年 4 月 7 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連

絡)においてお示ししている通り、住宅支援資金貸付事業の貸付対象となり得る者に関する母子・父子自立支援プログラム策定手続を速やかに進めていただくとともに、策定に当たっては、各地域の実情に照らし合わせて、それぞれのひとり親の悩みや課題に応じて「ひとり親自立促進パッケージ」をはじめとした様々な支援メニューを効果的に組み合わせ、適切な支援メニューをワンストップで提供すること。

なお、例えば、高等職業訓練促進給付金について、その支給自体はあくまで手段であり、目指すべき目標は、ひとり親に、高等職業訓練促進給付金を活用して本人の意向や地域の企業のニーズ等を踏まえた職業訓練に取り組んでいただき、就労に資する技能を習得していただいた上で、着実に、安定した就労に結びつけることである。どのような分野で活用されているか、また、どのような対象者に対して、どの程度支給されているかなど、支給状況を注視し、実績が芳しくなければ逐時必要な見直しを検討いただくとともに、「ひとり親家庭への支援体制の強化等について」（令和3年5月20日付け子家発0529第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）においてお示ししている「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業」や「ひとり親家庭等に対する相談支援体制強化事業」等の補助事業を活用するなどして、支給終了後の就職に至るまでのきめ細かな相談対応を実施すること。

2 ハローワークとの連携

4月通知において、ハローワークとの連携の強化についてお示ししているほか、厚生労働省職業安定局より、都道府県労働局に対し、「求職者支援制度のより一層の活用促進に向けた周知等について」（令和3年4月28日付け職訓発0428第1号厚生労働省職業安定局訓練受講者支援室長通知）及び「地方自治体との連携による『ひとり親自立促進パッケージ』の周知等について」（令和3年5月25日付け職首発0525第1号・職訓発0525第2号・職就発0525第1号厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官ほか通知）において、ハローワークと「ひとり親自立促進パッケージ」を実施する地方自治体とで連携し、当該パッケージの周知や職業訓練講座を受講したひとり親の就労支援を行うことが示されている。これらは、ハローワークと自治体ひとり親相談窓口で、各々の支援事業が縦割りとならないことを目指したものである。

4月通知においてお示した、高等職業訓練促進給付金等に係るリーフレットについては、ハローワークにおいて、来所したひとり親に「ひとり親自立促進パッケージ」を周知し、必要に応じて福祉事務所等のひとり親支援担当窓口案内するといった密接な連携を図るために重要なツールである。このため、問い合わせ先等を記載の上、早急に管内のハローワークに提供し、あわせて連携方法について調整を行い、ハローワークにおける支援施策も含めて相互に支援施策の周知や窓口への来所勧奨等を実施すること。

また、例年、現況届の提出時期にあわせて、福祉事務所等においてハローワークが出張相談を実施する「出張ハローワーク」を実施しているところであるが、福祉事務所等に来所するひとり親に、ハローワーク職員による専門的な職業相談を受けていただく契機となり得ることから、今年度も、地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しつつ、実施を検討すること。

なお、これまで、管内のハローワークとの接触が比較的希薄であった場合は、これを機に、ひとり親家庭の自立に向けて相互の役割分担や協力体制について検討し、積極的に連携するよう努めること。

3 その他のあらゆる機会を通じた周知徹底

現況届提出時に限らず、行政とのあらゆる接点を通じた情報提供を実施するとともに、行政との関わりを持つ機会が持ちづらいひとり親についても必要な支援が行き届くよう、地域の民間団体のネットワークを活用した広報等の連携を実施すること。

（例1）他の行政分野との連携

乳幼児を養育するひとり親に情報が行き届くように、母子健康手帳の交付や、乳幼児健康診査の送付・実施の機会に、ひとり親家庭への支援を分かりやすくまとめたリーフレット等を配布するなど、母子保健担当部局と連携して周知する。

（例2）地域の民間団体ネットワークの活用

ひとり親家庭の居場所づくりといった観点から子ども食堂、子ども宅食や学習支援など民間主体による多様な事業が各地域で実施されている。これらの事業には、多くのひとり親家庭の利用も見込まれることを考慮し、こうした事業を行う民間団体やそのネットワークを活用し、そのSNSやメールマガジン等において、ひとり親家庭への支援施策を周知いただくよう協力を要請する。あわせて、そうした団体において実施している支援について、団体を利用していないひとり親家庭にとっても有効であると考えられることから、現況届の案内に当該団体の支援についてリーフレット等を同封するなど、相互に連携を図る（※別添5の団体等の取組参照。なお、当該取組に対する質問等があれば、別添資料中の団体連絡先に問い合わせること。）。